

和泉市EMばかし生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般家庭から排出される生ごみの堆肥化又は減量化を促進し、市民のごみ減量に対する意識の向上を図るため、生ごみを堆肥化する生ごみ堆肥化容器（以下「容器」という。）を購入し設置した者に対して、予算の範囲内において、補助金を交付することについて、必要な事項を定める。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えている者でなければならない。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住している世帯（事業所を除く）であること。
- (2) 容器購入後、適切な維持管理ができること。
- (3) 堆肥化された生ごみを自家処理できること。

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、容器の購入に要した経費（消費税を含む）の4分の3とし、容器1基につき2,000円を限度とする。ただし、100円未満の端数があるときには、これを切り捨てる。

2 補助対象基數は、1世帯当たり2基までとする。ただし、適正に管理し使用に耐えなくなった場合はその限りではない。

(補助対象容器)

第4条 補助の対象となる容器は、EMばかしを利用して生ごみを堆肥化するための容器で、かつ、密閉できるふたを備えるものとする。

(販売店の登録)

第5条 市長は、和泉市EMばかし生ごみ堆肥化容器販売店登録申請書（様式第1号）により申請があった場合は、内容を審査し適正と認めた場合は、和泉市EMばかし生ごみ堆肥化容器販売店登録証（様式第2号）を発行し、登録販売店名簿に登録する。ただし、登録販売店は次の各号の要件を具備しなければならない。

- (1) 市内に販売店を有すること。
 - (2) 容器の取扱いに関する指導・助言ができること。
 - (3) 容器に係わるトラブルに対処できること。
 - (4) その他登録に当たり不適当な事由がないと認められること。
- 2 前項により登録を受けた登録販売店は、登録内容に変更があった場合又は登録の抹消を希望し若しくは営業の停止若しくは廃止により登録の抹消を申し出る場合は、和泉市EMばかし生ごみ堆肥化容器販売店登録（変更・廃止）届出書（様式第3号）により市長に速やかに届け出なければならない。

(交付申請及び請求)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、容器を購入後1年以内に所定の和泉市EM

ぼかし生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付申請及び交付請求書（様式第4号）及び本体購入価格（消費税を含む）の明記された領収書（写し可）を、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定及び交付）

第7条 市長は、前条の請求があったときは、その内容を審査し適切と認めたときは、補助金の交付の可否を決定し、補助金の額を確定する。

2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては和泉市EMぼかし生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付決定通知書（様式第5号）により、交付しないと決定した者に対しては和泉市EMぼかし生ごみ堆肥化容器購入費補助金不交付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により交付を決定したときは、当該請求に係る補助金を交付するものとする。

（調査又は指導）

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、容器の維持管理の状況について調査し、又は指導することができる。

（返還）

第9条 市長は、偽りその他の不正の手段により、補助金の交付を受けた者があるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正後の和泉市EMぼかし生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付要綱第3条の規定は、平成27年4月1日以後に購入した容器について適用し、同日前までに購入した容器についてはなお従前の例による。